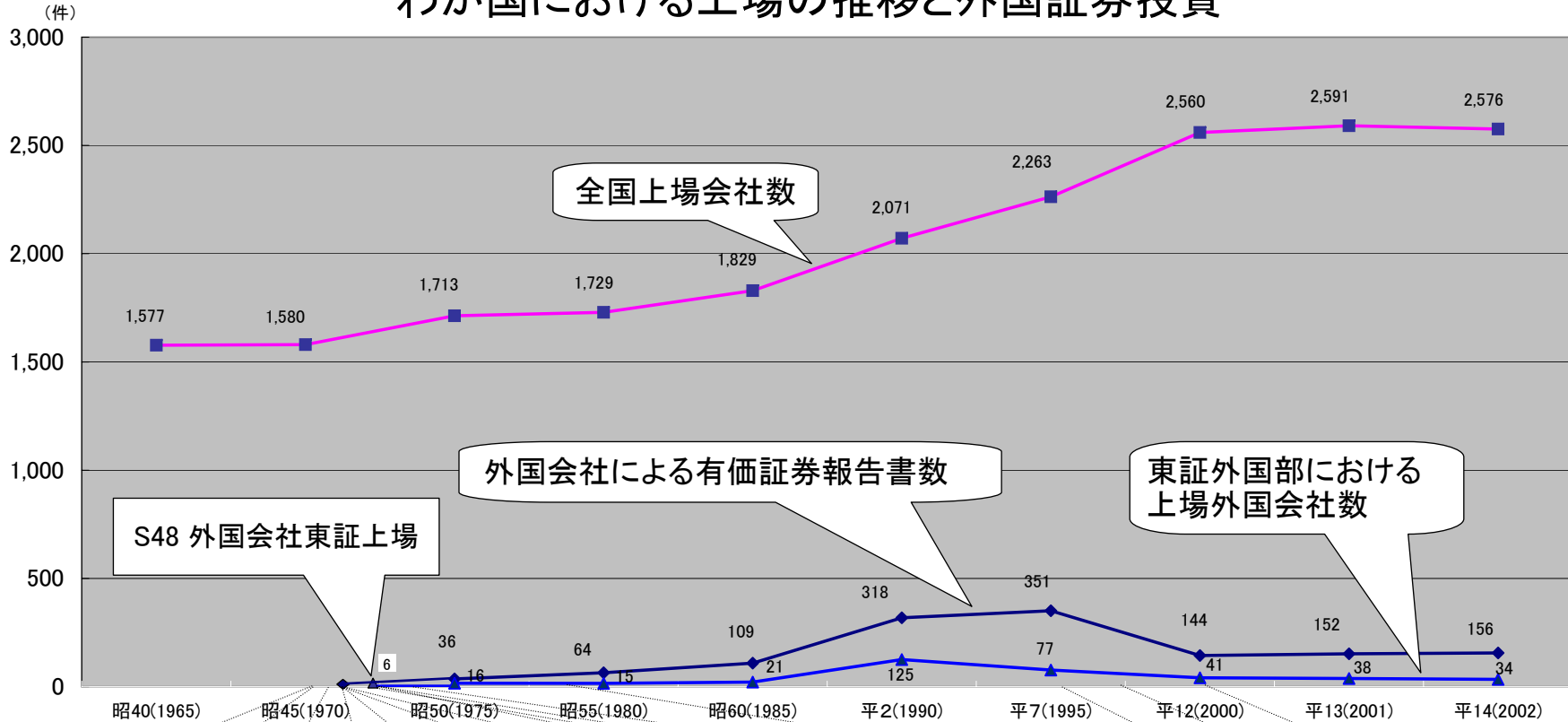


わが国における上場の推移と外国証券投資



昭和四十七年五月、機関投資家が非上場の外国証券も取得できるようになり、自由化が進んだ。昭和四十六年七月、一般投資家の外国証券投資が認められ、また、外国投資信託及び生損保会社の取得限度枠が廃止された。昭和四五年一二月、アジア開発銀行債、世界銀行債などの発行が行われた。昭和四五年四月、外国株式の取得が自由化され、まずは投資信託に、四六年一月には生損保会社に、対し各一億ドルの枠内で外国証券投資が認められた。

昭和四十七年七月 外国政府、地方公共団体などによる発行が行われた（オーストラリア国債等）。

昭和四十七年八月
社が株式公募の
届出書を提出し、
の企業内容開示（
本のために個別財
務諸表を作

昭和四十七年一月、外国投資省令が公布・施行され、わが国での外国投資信託の販売が自由化され、四十八年一月に二社が売出しを行った。

昭和四八年一月、外国会社に関する
改正、届出書令、財務諸表規則の改
正、整備が行われた。

昭和四八年七月 東証が外国株
式上場要綱を作成した。

昭和四八年一二月 外国会社六
社が始めて日本市場に上場し
た。

昭和四九年三月、財務諸表規則の改正により、本国基準（米国の連結ベース等）の開示が認められることとなった。

昭和五四年三月 初めての親会
社保証の無担保外国社債が発行
された。

平成七年一月 外国会社の上場要件緩和。

平成九年二月 アジア企業からの初めての上場（香港・ヘンダーソン）。

平成二年五月
よるクロスボー
る I A S の承認
I O S C O に
取り引におけ